

第2部 子ども・子育て支援事業計画

○子ども・子育て支援法では、事業計画の中で以下の内容を規定しています。

- 1 ・教育・保育提供区域ごとの区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数
 - ・特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数
 - ・その他の教育・保育の量の見込み
 - ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期
- 2 ・教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
 - ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期
- 3 ・子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

第1章 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保方策

<1> 教育・保育提供区域の設定

・本市の教育・保育提供区域の設定については、現在の教育・保育施設の利用状況、教育・保育施設を提供する施設の整備状況、民間幼稚園の送迎バス、保護者の就労状況などにより必ずしも居住地域の近くを希望しているとは限らず、広範囲であると考えられることから、市全体を一つのものとして設定します。

また、「確保方策」の中で、他市町村との広域利用調整については、実績等を踏まえ、計画しています。

【教育・保育提供区域】子ども・子育て支援法第61条第2項第1号より

市が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

<2> 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 量の見込み

・量の見込みについては、平成31年2月に実施したアンケートから国の基準等により算出した数値について、利用実態等を勘案して決めました。

※ 具体的な数値は、表2を参照

(2) 確保の方策

- ・令和5年度までに、不足数に対して確保するための方策をすすめます。
- ・現制度では、施設など利用を希望する保護者は、利用のための認定を受けることが必要になります。

表1 認定区分

認定区分	内容	利用先
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園※、 認定こども園
2号認定 満3歳以上 保育標準・短時間認定	満3歳以上で、保育所等での 保育が必要な場合	保育所、 認定こども園
3号認定 満3歳未満 保育標準・短時間認定	満3歳未満で、保育所等での 保育が必要な場合	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

※鹿沼市の幼稚園については、全て新制度に移行しています。

○幼稚園

新制度幼稚園（現制度に移行した幼稚園）

認可を受けた幼稚園で、小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設。1号認定を受けている子どもが利用できる幼稚園。

私学助成幼稚園（現制度に移行していない幼稚園）

認可を受けた幼稚園で、小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設。1号認定を受けていない子どもでも利用できる幼稚園。

○保育所

保護者の労働や疾病などにより、家庭での保育ができない保護者に代わって2号・3号認定の子どもに養護と保育を提供する定員20人以上の施設。

○認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、また、地域の子育て支援も行う施設。

○地域型保育事業

3号認定の子どもを保育する事業で、利用定員が19人以下の施設。地域型保育事業には、利用定員5人以下の家庭的保育事業、利用定員19人以下の小規模保育事業、自社の従業員等の子どもや、一定の数の地域の子どもの預かる事業所内保育事業、乳幼児の居宅で保育する居宅訪問型保育事業があります。

表2 教育・保育の量の見込み及び確保方策

		1年目（令和2年度）					2年目（令和3年度）					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1・2歳		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1・2歳	
量の見込み ①		796	136	1,221	232	771	786	134	1,206	230	762	
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	795	137	1,325	160	764	780	138	1,334	162	782	
	(確認を受けない幼稚園)											
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育等)				34	72				34	72	
	上記以外	認可外（企業主導型）			29	12	38			29	12	38
		市外幼稚園	31					30				
	市外保育園等			21	6	14			21	6	14	
小計 ②		826	137	1375	212	888	810	138	1384	214	906	
過不足 ②-①		30	1	154	▲20	117	24	4	178	▲16	144	

<各項目の説明>

「認可外（企業主導型）」→提携している企業の従業員等の児童が利用する数

「市外幼稚園」→市内に在住し、市外の幼稚園を利用する児童

「市外保育園等」→市内に在住し、市外の施設を利用する児童に対する他の市町村の事業計画に位置付けている数

※1号、2号認定のニーズの過剰部分は、各施設等の利用定員の削減や3号認定への定員の移行により、減少すると見込まれますが、本表では修正をしていません。

▲表示は、不足が見込まれる数値 単位：人

3年目（令和4年度）					4年目（令和5年度）					5年目（令和6年度）				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1・2歳		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1・2歳		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳	1・2歳
777	132	1,191	227	754	767	131	1,176	225	746	758	129	1,162	222	737
785	139	1,348	162	782	790	141	1,362	168	803	790	141	1,362	168	803
			40	85				40	85				40	85
		29	12	38			29	12	38			29	12	38
30					30					29				
		21	6	14			21	6	14			21	6	14
815	139	1398	220	919	820	141	1412	226	940	819	141	1412	226	940
38	7	207	▲7	165	53	10	236	1	194	61	12	250	4	203

【不足数に対する基本的な考え方】

- ◆1号・2号認定は、量の見込み（施設の利用希望者）に対し、確保量（施設の定員）が多いと予想されています。今後も、確保量を維持していきます。
- ◆3号認定は、令和4年度まで不足傾向ですが、老朽化した幼稚園からの認定こども園への移行に伴う施設整備や、保育所、認定こども園での保育室の利用年齢の見直しによる受け入れにより、不足数の解消を目指します。
- ◆他市町村との広域連携については、これまでの実績等を踏まえ、今後も対応していきます。
- ◆本計画の確保策については、少子化の状況や確保施設の状況等により随時見直しをします。

＜3＞教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

（1）幼稚園から認定こども園への移行に対する支援

・各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況等を把握した上で、認定こども園への移行を希望する施設からの相談に対し、地域の実情等を踏まえた助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援し、移行するに当たり、国等の財政支援事業がある場合は、当該事業の活用についても支援します。

（2）市が行う支援

・関係機関と連携を図りつつ、幼稚園教諭又は保育士等による研修を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。

・幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針で定められている質の高い教育・保育や多様なニーズへの対応、子育て支援等のサービスに対応できるような研修等を関係機関と連携し推進します。

（3）質の高い教育・保育に係る基本的な考え方と推進方策

・乳幼児の教育・保育については、有識者、事業者、保護者代表等による情報交換や研究を推進し、質の高い乳幼児期の教育・保育の提供に努めていきます。

・幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、子どもの育ちに対する教育・保育を実践します。

（4）地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方とその推進方法

・教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の面から推進していきます。

・子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子ども・子育て家庭に対し、各家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行っていきます。

（5）教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との相互連携

・認定こども園、幼稚園、保育所及び特定地域型保育者事業所相互間で情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携を推進します。

・地域型保育事業を行う者については、子ども・子育て会議の意見等を踏まえ、その必要性等を協議し、推進していきます。但し、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業の実施については、十分な検討をしていきます。

(6) 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等の連携の推進方策

・乳幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や豊かな感性、その後の学校教育の基盤を培う大変重要なものであることから、認定こども園、幼稚園及び保育所は、乳幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、小学校等と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めていきます。



第2章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

子ども・子育て支援事業については、現在の実施内容、今後の方向性を計画し、数値目標については、ニーズ調査等で算出した数値を令和6年度（基準年度）において達成することを目標に計画しました。子ども・子育て支援法第59条に掲げる以下の事業については、国等の補助を活用し、事業の充実を図っていきます。

<1> 支援事業の量の見込み及び確保方策

【1】利用者支援事業（第59条 第1号）

◆事業の内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

◆現在の状況（令和元年度）

平成29年度に子育て世代包括支援センター「いちごっこ かぬま」を開設しました。妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、相談支援等を実施し妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行っています。

◆子ども・子育て支援事業計画第1期計画における目標と達成状況

	令和元年度 （目標年度）	令和元年度 （実績）	達成率
箇所数（箇所）	1	1	100%

◆今後の方向性

引き続き、子育て世代包括支援センター「いちごっこ かぬま」において、利用者支援専門員を設置し、子育て支援に係る相談支援等を提案していきます。

単位：人

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【2】 延長保育事業（第59条 第2号）

◆事業の内容

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業

◆現在の状況

就労形態の多様化に対応するため、児童福祉法に規定する保育時間を超えて保育を行う事業

現在は、ほぼ保護者のニーズに対応して事業を実施。

◆子ども・子育て支援事業計画第1期計画における目標と達成状況

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
利用数（人）	計画	426	416	406	396	385
	実績	502	451	533	516	—
箇所数 （箇所）	計画	14	14	14	14	14
	実績	15	14	14	14	14

◆今後の方向性

今後も保護者の就労の多様化などに対応するため、実施していきます。

単位：人

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	550	550	550	550	550
②確保方策	550	550	550	550	550
②－①	0	0	0	0	0

【3】 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (第59条 第3号)

◆事業の内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。令和元年10月の保育料無償化により、私学助成幼稚園の副食費も補足給付対象となっています。

◆現在の状況

対象となる世帯のニーズに対応して事業を実施。

◆子ども・子育て支援事業計画第1期計画における目標と達成状況

市内の状況等から導入の検討を位置づけていましたが、平成28年度に事業を開始しました。

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
利用数(人)	計画		—	—	5	5
	実績		3	2	1	—

◆今後の方向性

令和元年度の制度拡充を踏まえ、今後も保護者のニーズに対応し実施していきます。

単位：人／年

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	90	90	90	90	90
②確保方策	90	90	90	90	90
②－①	0	0	0	0	0

【4】 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (第59条 第4号)

◆事業の内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

◆子ども・子育て支援事業計画第1期計画における目標と達成状況

○前計画では、目標値は設定していません。

◆今後の方向性

数値目標は設定せず、随時民間事業者の参入の相談を実施します。

【5】放課後児童健全育成事業（第59条 第5号）

◆事業の内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業終了後に小学校の余裕教室等を利用し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

◆現在の状況

○学童クラブ登録児童数の実績（5月1日現在）

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
学童保育	小1～小3	1,016	1,003	1,069	1,045	1,067
	小4～小6	256	294	286	294	287

◆子ども・子育て支援事業計画第1期計画における目標と達成状況

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
目標定数（人）		1,220	1,220	1,260	1,260	1,390
利用実績（人）		1,272	1,297	1,355	1,339	1,354
箇所数 （箇所）	計画	33	34	35	38	41
	実績	33	34	34	36	39

◆今後の方向性

1) ニーズ量及び確保量

単位：人

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① ニーズ量	小1～3	1,067	1,076	1,063	1,067	1,012
	小4～6	343	343	377	397	422
② 確保量	小1～6	1,415	1,435	1,440	1,470	1,470
②-①		5	16	0	6	36

◆確保の施策内容

- ・民間幼稚園等の学童クラブへの新規参入の促進
- ・既存クラブの環境整備等

【6】子育て短期支援事業（第59条 第6号）

◆事業の内容

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

◆現在の状況

○ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）

子どもを家庭で養育することが困難になった場合に、児童養護施設・その他の施設で短期間子どもを預かります。

○トワイライトステイ事業（夜間養護等事業）

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設・乳児院等で子どもを預かる事業ですが、現時点においては実施していません。

◆子ども・子育て支援事業計画第1期計画における目標と達成状況

	令和元年度 (目標年度)	平成30年度 (実績)	達成率
定員数(人)	1	1	100%

◆今後の方向性

○ニーズ量及び確保策

単位:延べ人

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① ニーズ量	0歳～	14	14	14	14	14
② 確保量	5歳	14	14	14	14	14
②-①		0	0	0	0	0

◆確保の施策内容

- ・社会福祉法人と委託契約を締結し、対応します。

【7】乳児家庭全戸訪問事業（第59条 第7号）

◆事業の内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

◆現在の状況

○こんにちは赤ちゃん訪問事業

妊産婦・新生児の他生後4か月までの赤ちゃんがいる世帯を訪問し、子育て支援に関する情報の提供や適切なサービスを提供し、育児不安の軽減を図っています。

◆子ども・子育て支援事業計画第1期計画における目標と達成状況

単位：延人数

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
こんにちは 赤ちゃん事業	見込	677	660	642	625	607
	実績	688	655	672	597	—

◆今後の方向性

・現在において、ほぼ100%の対象者に実施しているため、今後も継続し実施していきます。

単位：人

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	653	648	643	638	634
②確保方策	653	648	643	638	634
②－①	0	0	0	0	0

【8】養育支援訪問事業（第59条 第8号）

◆事業の内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

◆現在の状況

乳児家庭全戸訪問事業により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、若しくは保護者に監護させることが不相当であると認め

られる児童及びその保護者に対し、その養育が適切に行われるよう、訪問し養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

単位：人

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
合計	810	858	966	954	—

◆子ども・子育て支援事業計画第1期計画における目標と達成状況

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
養育訪問支援事業	見込	677	660	642	880	940
	実績	810	858	966	954	—

◆今後の方向性

- ・現在でも、ほぼ100%の対象者に実施しているため、今後も継続し実施していきます。

単位：人

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②確保方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②-①	0	0	0	0	0

※ 乳児家庭全戸訪問事業と連携し実施。

【9】子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（第59条 第8号）

◆事業の内容

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

◆現在の状況

- 要保護児童対策ネットワーク会議 実務者会議
- 子育て支援ネットワーク部会

子育て支援及び発達支援について、関係機関の連携及びサービスの質の向上を図ります。

年1回開催 各委員から活動報告及び子育て支援に関する意見交換を実施

◆子ども・子育て支援事業計画第1期計画における目標と達成状況

- ・前計画では、目標値は設定していません。

◆今後の方向性

- ・今後も引き続き実施

【10】地域子育て支援拠点事業（第59条 第9号）

◆事業の内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

◆現在の状況

○地域子育て支援センター事業

子育て中の親と就学前までの子どもが気軽に集まり、相互に交流できる場を提供。地域の子育て支援機能の充実を図り、子育てに係る不安感の緩和を図っています。

○つどいの広場事業（利用可）

子育て中の親と0歳から3歳までの子どもが気軽に集まり、相互に交流できる場を提供。地域の子育て支援機能の充実を図り、子育てに係る不安感の緩和を図っています。

また、小中学校へ赤ちゃんが親子で訪問し、児童・生徒との一緒に遊び、触れ合い、命の尊さや心身の発達を学ぶとともに、地域の一員として交流の場としています。

◆子ども・子育て支援事業計画第1期計画における目標と達成状況

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
量の見込み（人）		2,407	2,346	2,285	2,100	2,100
確保方策（人）		2,100	2,100	2,160	2,100	2,100
利用実績（人）		1,681	2,138	1,944	2,295	—
箇所数 （箇所）	計画	5	5	5	5	5
	実績	5	5	5	5	5

◆今後の方向性

○ニーズ量及び確保量

単位：人

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① ニーズ量	0歳～	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
② 確保量	2歳	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
②-①		0	0	0	0	0

※ -の表示は、不足が見込まれる数値

◆確保の施策内容

- ・地域子育て支援センターは、引き続き5施設で事業運営します

【11】一時預かり事業（支援法第59条 第10号）

◆事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かる事業

◆現在の状況

○幼稚園の預かり保育事業（主に在園児を対象）

幼稚園児を園則に定める保育時間の前後又は幼稚園の休業日に一時的に保育をする事業

○保育所等の一時預かり事業

冠婚葬祭、急な仕事が入ったとき、保護者の病気やけが、リフレッシュ等の理由により子どもを一時的、断続的に保育する事業

◆子ども・子育て支援事業計画第1期計画における目標と達成状況

・幼稚園における預かり保育事業の利用児童数

実績		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
計 画	量の見込み（人）	71,609	69,815	68,391	25,908	25,374
	確保方策（人）	71,609	69,815	68,391	25,908	25,374
	箇所数（箇所）	8	8	8	8	8
実 績	利用人数（人）	25,742	26,659	28,298	37,798	—
	箇所数（箇所）	6	6	5	4	—

・保育所等における預かり保育事業の利用児童数

単位：人

実績		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
計 画	量の見込み（人）	14,888	14,364	13,852	3,709	3,593
	確保方策（人）	14,888	14,364	13,852	3,709	3,593
	箇所数（箇所）	22	22	22	22	22
実 績	利用人数（人）	3,923	3,863	2,513	2,014	—
	箇所数（箇所）	20	20	20	20	20

それぞれ目標値に対し、認定こども園への移行等により目標における施設数に変更になりましたが、対象施設全施設で実施しました。

◆今後の方向性

○ニーズ調査における希望数値

1) 幼稚園（含認定こども園）における一時預かり事業のニーズ量

単位：人

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① ニーズ量	3歳以上	46,957	46,957	46,957	46,957	46,957
② 確保量	3歳以上	46,957	46,957	46,957	46,957	46,957
②-①		0	0	0	0	0

3) 保育所等における一時預かり事業のニーズ量

単位：人

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① ニーズ量	0～5歳	2,099	2,099	2,099	2,099	2,099
② 確保量	0～5歳	2,099	2,099	2,099	2,099	2,099
②-①		0	0	0	0	0

◆確保の施策内容

- ・幼稚園・認定こども園における一時預かり事業（幼稚園型）の支援
- ・ファミリー・サポート・センター事業等と連携し、ニーズ量への対応

※ ニーズ量は、国の基準により算出しており、現状とは違う可能性もあります。また、それに伴う確保策は、この事業内容に対する確保対策は、各施設の努力もあり満たしています。

【12】病児・病後児保育事業（第59条 第11号）

◆事業の内容

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士や看護師等が一時的に保育する事業

◆現在の状況

○病児・病後児保育事業

病気が回復期に至っていない（病後児の場合は回復期）乳幼児で、保護者の勤務等の都合により家庭での保育が困難な児童を一時的に預かる事業

◆子ども・子育て支援事業計画第1期計画における目標と達成状況

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
計画	量の見込み（人）	1,304	1,272	1,241	1,180	1,178
	確保方策（人）	1,180	1,180	1,180	1,180	1,178
	目標定員数（人）	14	14	14	14	14
	施設数（箇所）	3	3	3	3	3
実績	利用者数（人）	809	674	610	615	—
	定員数（人）	9	13	13	12	—
	箇所数（箇所）	2	3	3	3	—

◆今後の方向性

○ニーズ量及び確保策

単位：人日／年

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① ニーズ量	0～5	706	706	706	706	706
② 確保量	歳	1,157	1,157	1,157	1,157	1,157
②－①		0	0	0	0	0

◆確保の施策内容

【病児保育】

・現在（平成30年度）は、1事業所で実施しています。

【病後児保育】

・現在（平成30年度）は、2事業所で実施しています。

**【13】ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
（第59条 第12号）**

◆事業の内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

◆現在の状況

○ファミリー・サポート・センター事業

仕事と家庭の両立できる環境整備を図るため、育児の相互援助活動ができる会員組織「ファミリー・サポート・センター」の運営を支援しています。

・現在、依頼内容については、会員等の協力により随時対応しています。

単位：人日／週

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
合計	39	39	32	36	—

◆子ども・子育て支援事業計画第1期計画における目標と達成状況

	令和元年度 (目標年度)	平成30年度 (実績)	達成率
箇所数(箇所)	1	1	100%
協力会員(人)	270	253	94%
依頼会員(人)	780	869	111%
両方会員(人)	140	137	98%

利用実績

単位：人日／週

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
量の見込み	148	146	144	142	140
確保方策	50	70	95	120	140
利用者数	39	39	32	36	—

◆今後の方向性

○ニーズ量及び確保策

単位：延べ人数

低学年	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① ニーズ量	3,600	3,650	3,700	3,750	3,800
② 確保量	3,600	3,650	3,700	3,750	3,800
②-①	0	0	0	0	0

◆確保の施策内容

- ・協力会員等の会員数を増加し、更なる事業の展開を計画しています。
- ・協力会員の協力のもと、保護者のニーズの多様化に対応していきます。

【14】妊婦健康診査（第59条 第13号）

◆事業の内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

◆現在の状況

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、妊婦健康診査の公費負担の一層の充実と普及啓発を図っています。

◆子ども・子育て支援事業計画第1期計画における目標と達成状況 単位：延人数

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
量の見込み	9,542	9,295	9,048	8,801	8,554
確保方策	9,542	9,295	9,048	8,801	8,554
利用者数	8,544	8,154	7,949	8,528	—

◆今後の方向性

- ・現在でも、ほぼ100%の対象者に実施しているため、今後も継続し実施していきます。

単位：人（延べ人数）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	7,183	7,128	7,073	7,018	6,974
②確保方策	7,183	7,128	7,073	7,018	6,974
②-①	0	0	0	0	0

※ 健診回数については、一人当りの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの